

**修了試験時
持込不可**

東京都排出総量削減義務と排出量取引制度
2025年度検証主任者等講習会 資料①

**環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度
都内外削減量検証における
検証主任者等講習会**

都内中小クレジット

以下の点にご注意ください。

- ※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
- ※本資料は、都内中小クレジット算定ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）、都内中小クレジット検証ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）に基づいて作成されています。

**2026年2月
東京都環境局**

本日の講習会内容

■ 都内中小クレジット**算定**ガイドライン

1. 都内中小クレジットの全体概要
2. 都内中小クレジットの対象事業所等と算定方法
3. 都内中小クレジットの認定申請等の手続
4. 状況変化があった場合などの取扱い

■ 都内中小クレジット**検証**ガイドライン

5. 都内中小クレジットの検証の概要
6. 都内中小クレジットの検証方法

※ なお、本資料中、重要な部分は下線を引いております。

1. 都内中小クレジットの全体概要

総量削減義務と排出量取引制度における 都内中小クレジットの位置づけ

- 本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、**他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。**
- 都内中小クレジットは、条例第5条の11第1項第2号イに**都内削減量**として規定されており、**指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等**(事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等(以下、「中小規模事業所」という。)をいう。)(地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。)**の排出削減量を、取引によって大規模事業所の義務充当に使用できる。**
- 総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン(以下、「算定ガイドライン」という。)は、都内中小クレジットを、一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したもので、**都内中小クレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。**

算定ガイドライン p.2

算定ガイドラインの適用年度

- 都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たつては、原則として、**申請時点のガイドラインを適用する。**※令和7年度を除く
- ただし、以下の項目については、**検証機関による現地検証実施日時点のガイドラインを適用する。**
 - 都内中小クレジットの対象事業所
 - 都内中小クレジットの算定方法

算定ガイドライン p.6

都内中小クレジット発行のための全体フロー

地球温暖化対策報告書にて基準となる年度を設定



認定可能削減量に係る一次エネルギー消費量算定書の作成及び検証の実施



東京都へ削減量の認定の申請



都内中小クレジットの発行の申請



東京都からの都内中小クレジットの発行

※クレジット
の有効期間
に注意！

2. 都内中小クレジットの対象事業所等と算定方法

算定ガイドライン p.3、p.7

申請者と対象事業所等の考え方

●申請者になれる者

「地球温暖化対策報告書」を作成及び提出する主体となる次の者となる。

- ア 中小規模事業所の所有者(中小規模事業所の設備権限を有する者に限る)
- イ 中小規模事業所の使用者(中小規模事業所の設備権限を有する者に限る)

申請者と対象事業所等の考え方

●申請者になれる者

中小規模事業所を複数の事業者で区分所有している又は複数のテナントが使用している場合、複数の事業者で共有する場合の考え方としては、

- ・**各区分所有又は使用している範囲**について都内中小クレジットを申請
- ・**自己の共有持分割合に応じて**都内中小クレジットを申請

※区分所有範囲又は共有持分等でのエネルギー使用量が明確に把握できない場合は、都内中小クレジットを申請することはできない。

算定ガイドライン p.3、pp.7-9

申請者と対象事業所等の考え方

●対象事業所等の考え方

都内において設置されている**原油換算エネルギー使用量が1,500 kL/年未満の事業所等**であって、削減量を算定する年度について、**地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所**が対象となる。

【対象事業所の範囲】

原則として、**地球温暖化対策報告書制度で報告している中小規模事業所と同一の事業所範囲**とする。

次のⅠ～Ⅲまでを一つの建物等(同一の事業所)とみなす。

- Ⅰ 建物等「**建物又は施設**」
- Ⅱ **エネルギー管理の連動性**がある建物等
- Ⅲ 隣接の建物等

算定ガイドライン p.8

申請者と対象事業所等の考え方

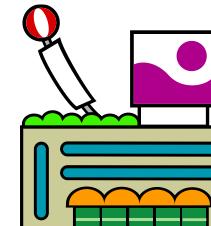
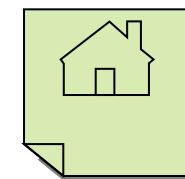
● 建物等の定義

制度対象となる「**建物**」又は「**施設**」は以下のとおり。

■ 「**建物**」:建築基準法上の建築物

建築物とは、土地に定着する工作物
のうち、屋根及び柱若しくは壁を有
するもの。

例)事務所、店舗、倉庫等



■ 「**施設**」:エネルギーを消費する一連の工作物(群)

例)上水施設、下水処理施設、廃棄物
処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車
場、工場敷地内の工作物(群)



算定ガイドライン pp.8-9

申請者と対象事業所等の考え方

●エネルギー管理の連動性がある建物

エネルギー管理の連動性がある複数の建物等は、これらを同一の事業所とみなす。

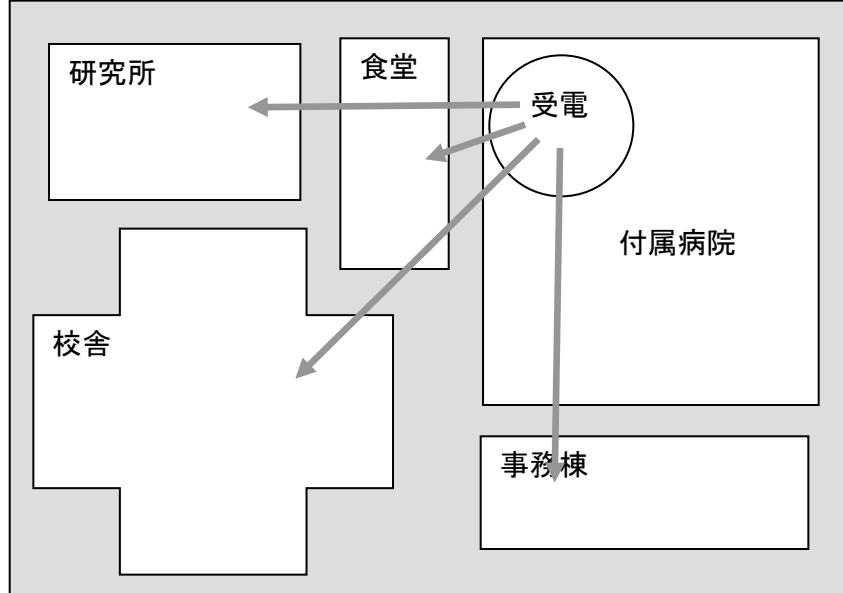
【エネルギー管理の連動性とは】

- 電気、熱、燃料のいずれかの供給点を共有している状態
- 一度供給されたエネルギーを変換して送る場合はエネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

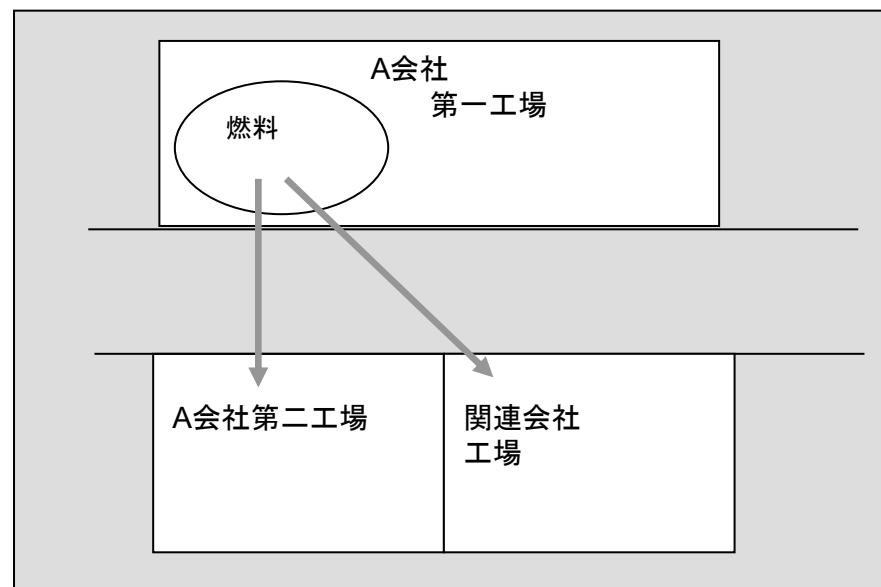
申請者と対象事業所等の考え方

【エネルギー管理の連動性の例】

他者から受電した電気を他の建物に送電している場合



他者から購入した燃料を他の工場に配分している場合



算定ガイドライン p.9

申請者と対象事業所等の考え方

●隣接の建物等の取扱い

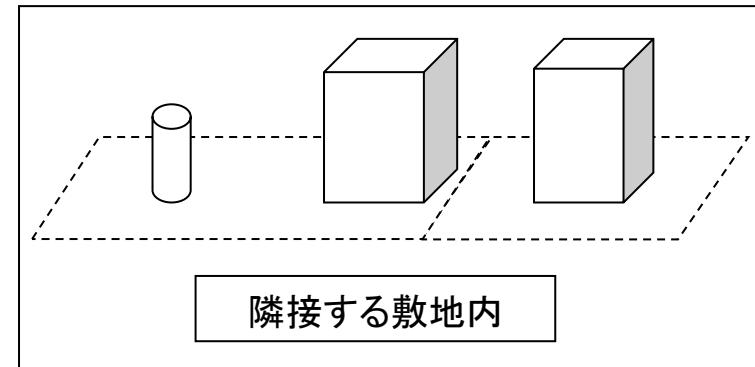
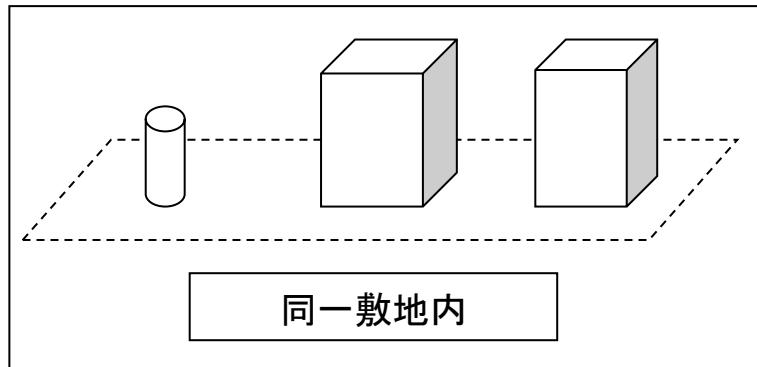
共通の所有者が存在する「隣接」する建物等

⇒ まとめて同一の事業所とみなす。

⇒ 建物については、**主たる使用者が同一の場合に限定**

【隣接する建物等】

隣接とは、「同一敷地内に存在すること」または、「隣接する敷地内に存在すること」



算定ガイドライン p.10

申請者と対象事業所等の考え方

●「共通する所有者が存在」の条件

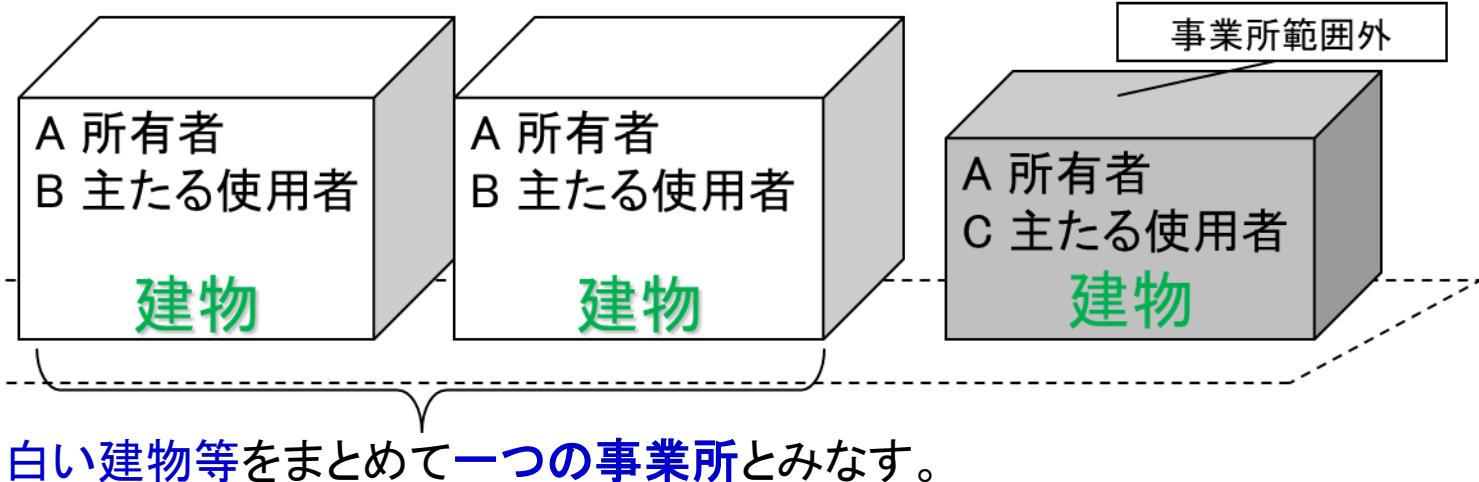
a. 建物と建物が隣接する場合

「**共通する所有者が存在し、かつ主たる使用者※が同一**」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

※主たる使用者とは共用部を除く**床面積の半分以上**を専有する使用者を指す。

所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする。

一時的にテナントが退去して空室となった場合は、使用者は存在しないものとする。



算定ガイドライン p.10

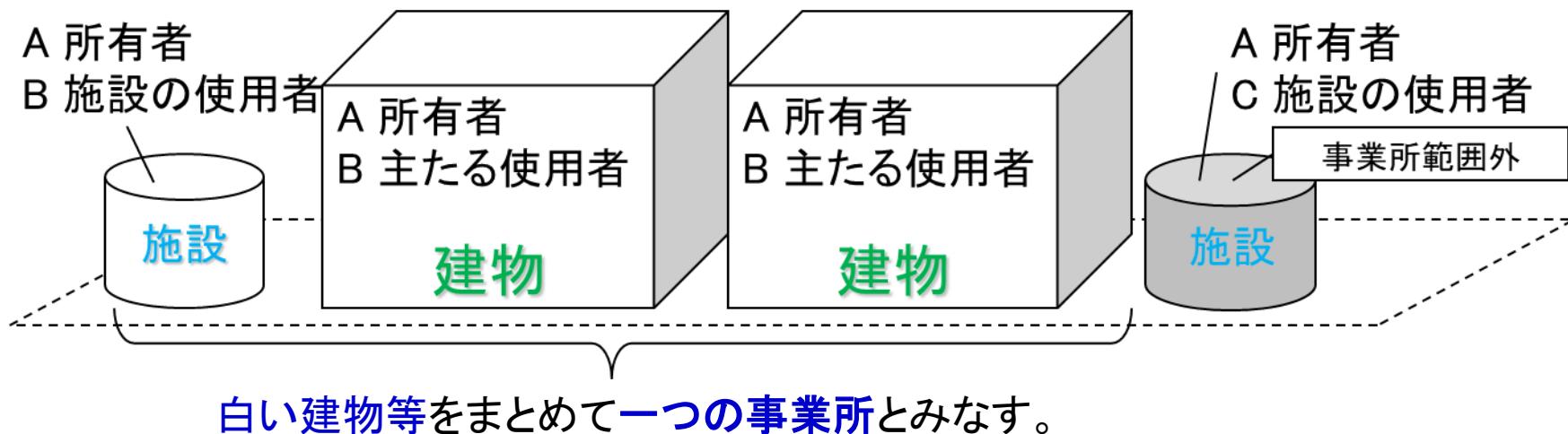
申請者と対象事業所等の考え方

●「共通する所有者が存在」の条件

b. 建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。

「建物の主たる使用者」と「※施設の使用者が異なる」場合は、一つの事業所としない。
 ※ 施設の使用者とは自ら使用する場合の施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。



申請者と対象事業所等の考え方

●「共通する所有者が存在」の条件

c. 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「**共通する所有者が存在する**」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。

ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと東京都が認める場合は、一つの事業所としない。

d. 施設と施設が隣接する場合

「**共通する所有者が存在する**」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

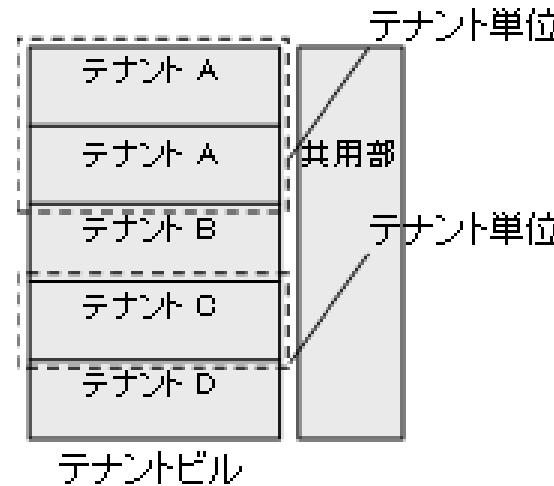
算定ガイドライン pp.10-11

申請者と対象事業所等の考え方

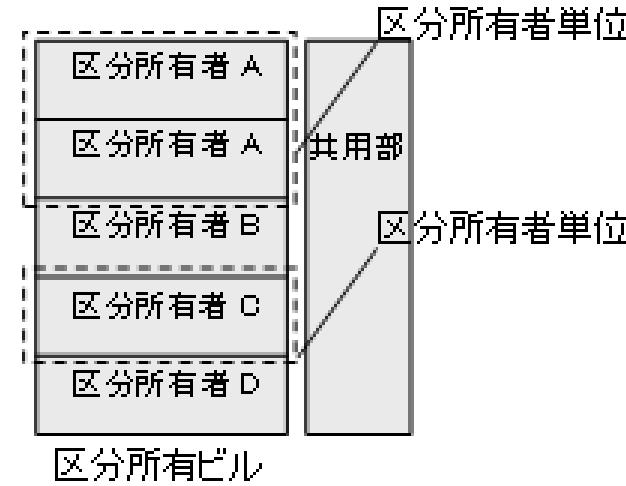
●テナント又は区分所有者等が申請する場合

テナントや区分所有者等の**エネルギー使用量範囲が事業所範囲**となる。

- 事業所範囲は当該テナント等の子メーターで特定する。
- エネルギー使用量は子メーター計量した数値とする。



(a)テナント単位



(b)区分所有者単位

図 建物内的一部分のみを抽出し、又は複数の部分に分割して申請する場合

申請者と対象事業所等の考え方

●重複申請の禁止

- 都内中小クレジットの事業所範囲は、他の都内中小クレジットの申請の対象となっている事業所範囲と**重複することは認められない**。
- 同一の建物内の先行して申請された事業所範囲(先行範囲)が建物内的一部分であるときは、建物全体で事業所範囲を設定することはできず、**先行範囲を除いた範囲で事業所範囲を設定しなければならない**。
- 先行範囲が建物全体である場合は、先行して申請した者の**同意を得ない限り**は、当該建物内的一部分を事業所範囲とはできない。
- 先行して申請した者の同意があった場合は、建物内的一部分を新たに事業所範囲として認めるとともに、先行範囲について当該事業所範囲を**除くように変更する**。

算定ガイドライン p.11

申請者と対象事業所等の考え方

●その他留意事項

■ 建物の一部分に住宅用途を含んでいる場合の取扱い

- 建物の一部分に、住宅用途(住宅の共用部を含む)を含んでいる場合、原則、**住宅用途を除いて事業所範囲を設定**する。
- ただし、住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できない場合、住宅用途を含めた事業所範囲とすることができる。

■ 基準となる年度の事業所範囲が異なる場合の取扱い

- 都内中小クレジットの事業所範囲は、都内中小クレジットの削減量算定期間中は、**基準となる年度と算定年度で整合している必要**がある。
- 事業所範囲が基準となる年度から変更された場合は、都内中小クレジットを申請することは認められない。

算定ガイドライン p.11

建物の一部分に住宅用途を含んでいる場合の取扱い

- 住宅用途のみのエネルギー使用量が**計量できない**場合

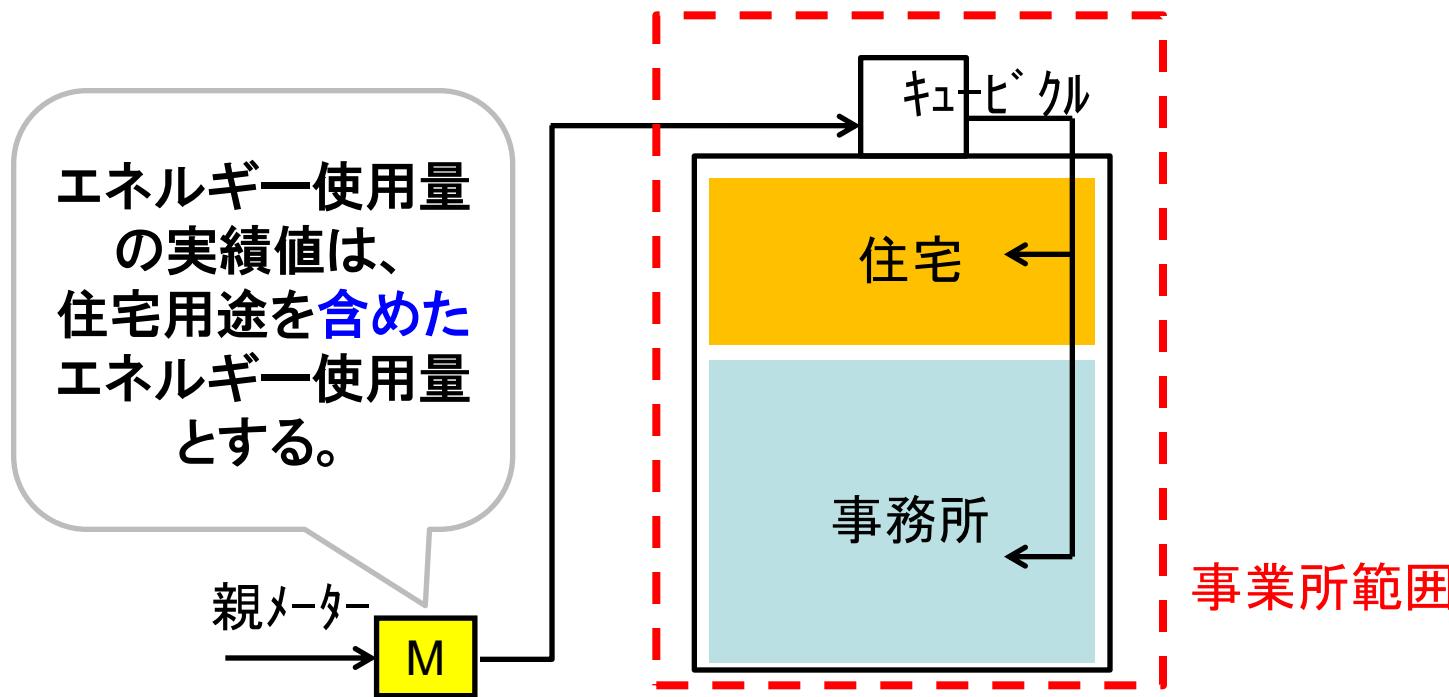


図 住宅と事務所が同一受電の事業所の例

M 親メーター（電力会社取引メーター）

算定ガイドライン p.11

建物の一部分に住宅用途を含んでいる場合の取扱い

- 住宅用途のみのエネルギー使用量が**計量できる場合**

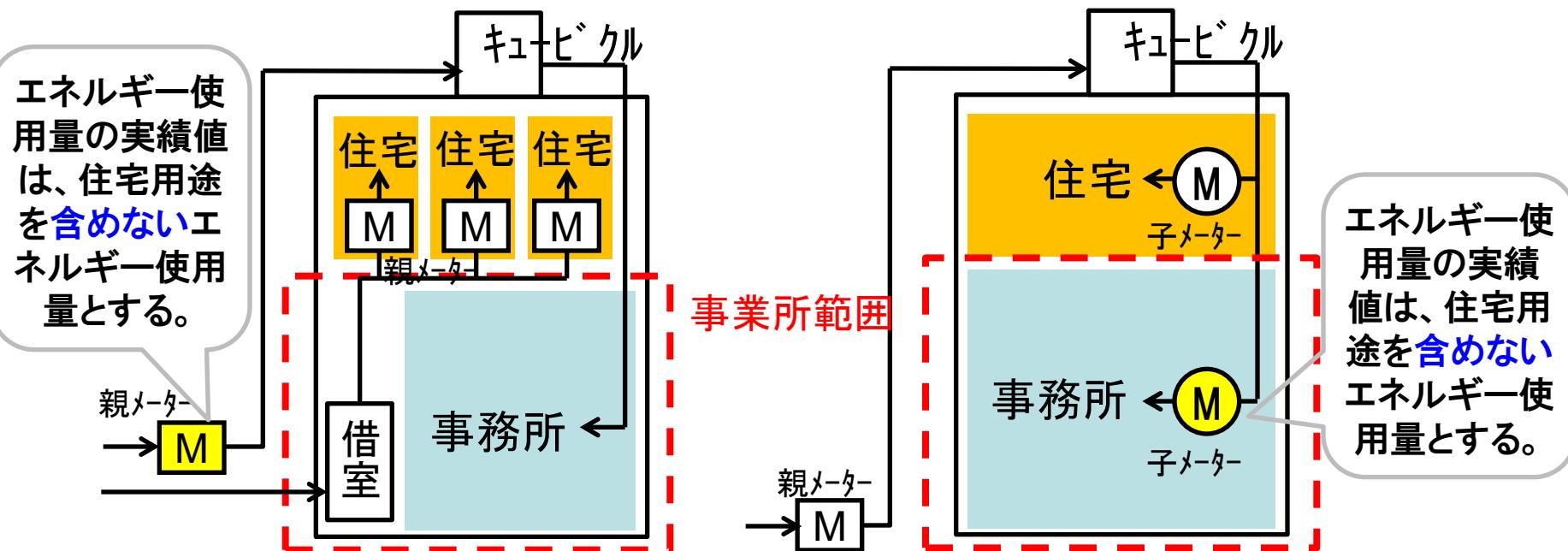


図 住宅と事務所が別受電の
事業所の例

図 住宅と事務所が同一受電
の事業所の例



親メーター (電力会社取引メーター)



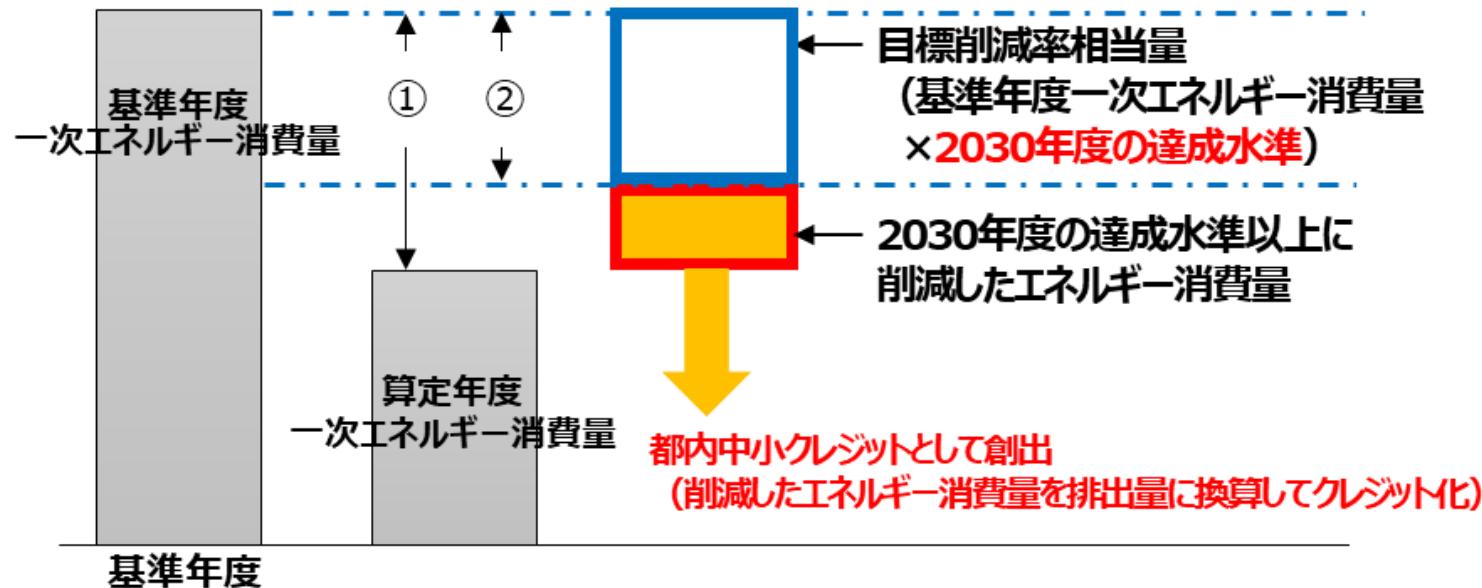
子メーター (私設メーター)

算定ガイドライン p.12

都内中小クレジットの算定方法

● 基本的な考え方

都内中小クレジットは、「**基準となる年度の一次エネルギー消費量と算定年度の一次エネルギー消費量の差分(①)**から、基準となる年度の一次エネルギー消費量に『**2030年度の達成水準**』を乗じて得られる量(目標削減率相当量)(②)を減じた量(①-②)を特定温室効果ガス排出量に換算した量」とする。



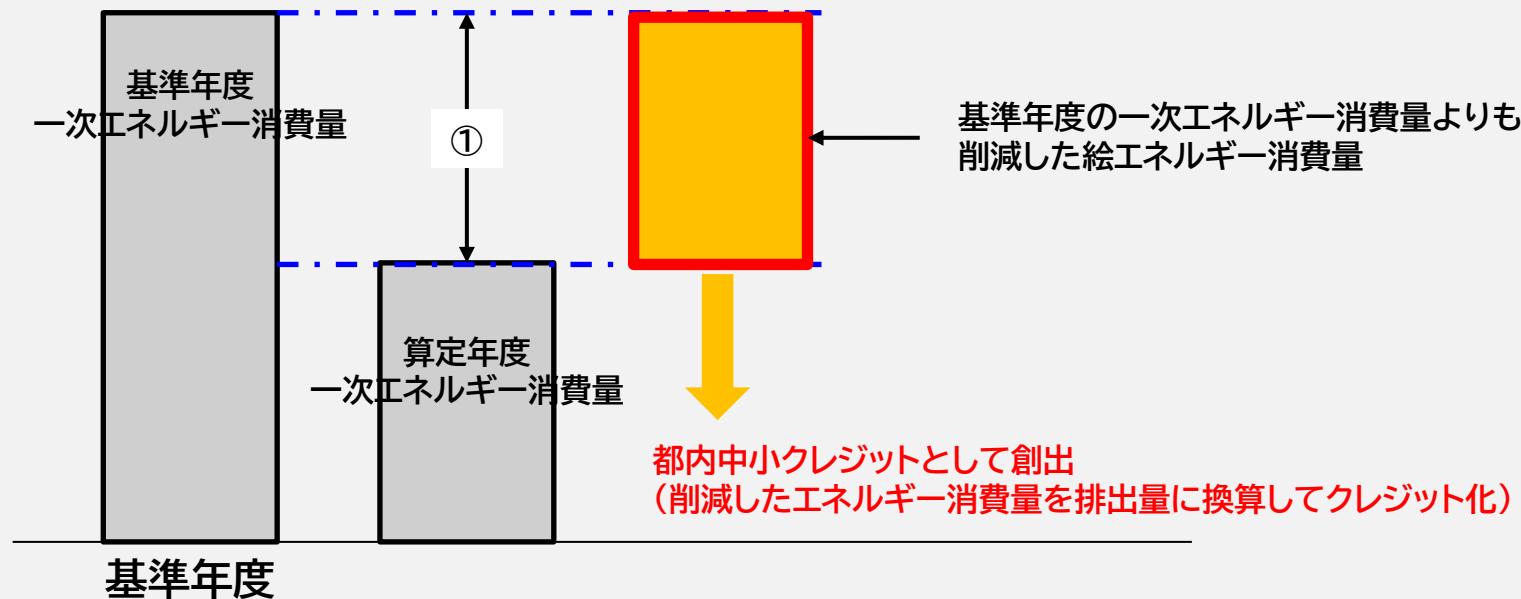
算定ガイドライン p.12

都内中小クレジットの算定方法

【中小企業等が所有者又は使用者である場合】

中小規模事業所の所有者又は使用者が、**中小企業等***である場合は、「**基準となる年度の一次エネルギー消費量から算定年度の一次エネルギー消費量を減じて得た量(①)を特定温室効果ガス排出量に換算した量**」を都内中小クレジットとする。

*ガイドラインp13参照



算定ガイドライン p.14

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●都内中小クレジットの削減量算定期間

- 基本的には、**大規模事業所に適用される5か年度ごとの削減計画期間と同じ期間**について、その期間内の全ての年度
- 都内中小クレジットは、当該期間に属する5か年度の削減量を合計して算定され、**当該期間中の一部の年度のみを抜き出して算定することはできない。**

【中小企業等が所有者又は使用者である場合】

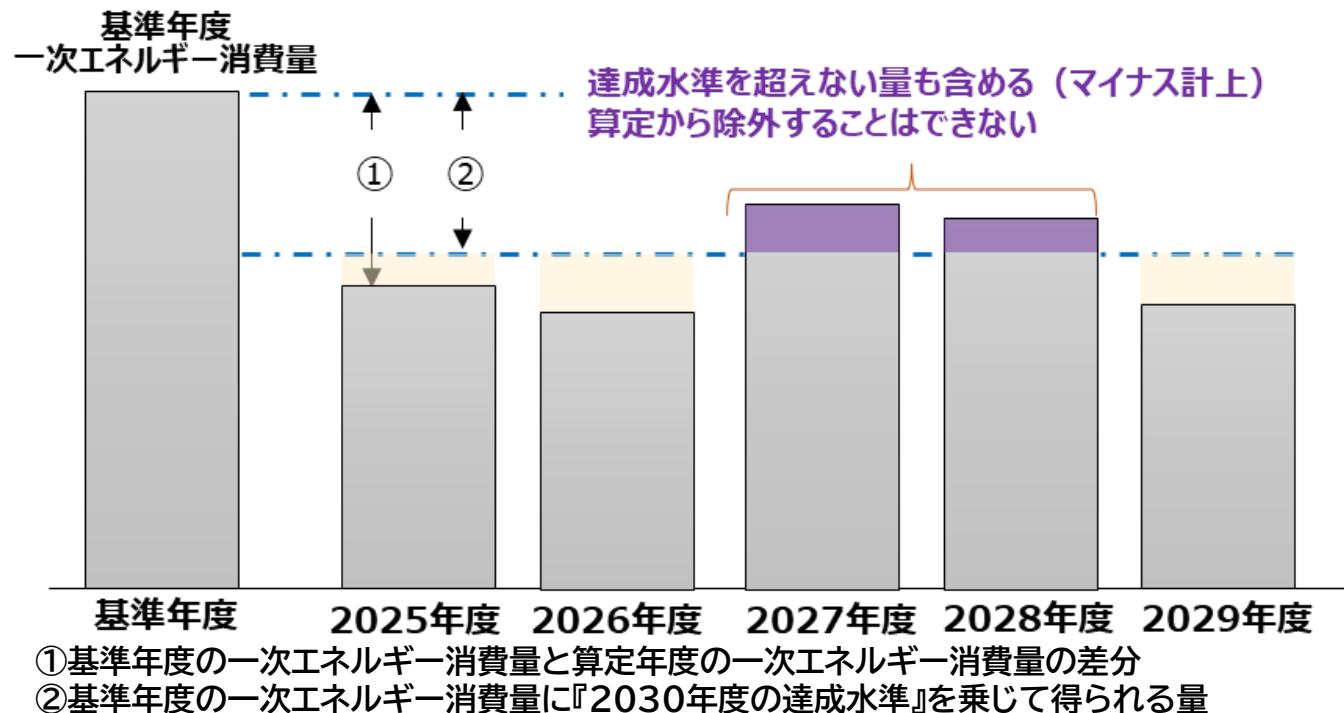
- 都内中小クレジットの削減量算定を希望する年度のみを選択して**算定可能**
- 削減量算定期間が終了していなくても都内中小クレジットを発行可能

算定ガイドライン p.14

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●都内中小クレジットの削減量算定期間(第4計画期間の場合)

計画期間全体の排出量等を考慮して発行するものとし、任意の算定年度(排出量削減できている年度)のみを選択して申請することはできない。

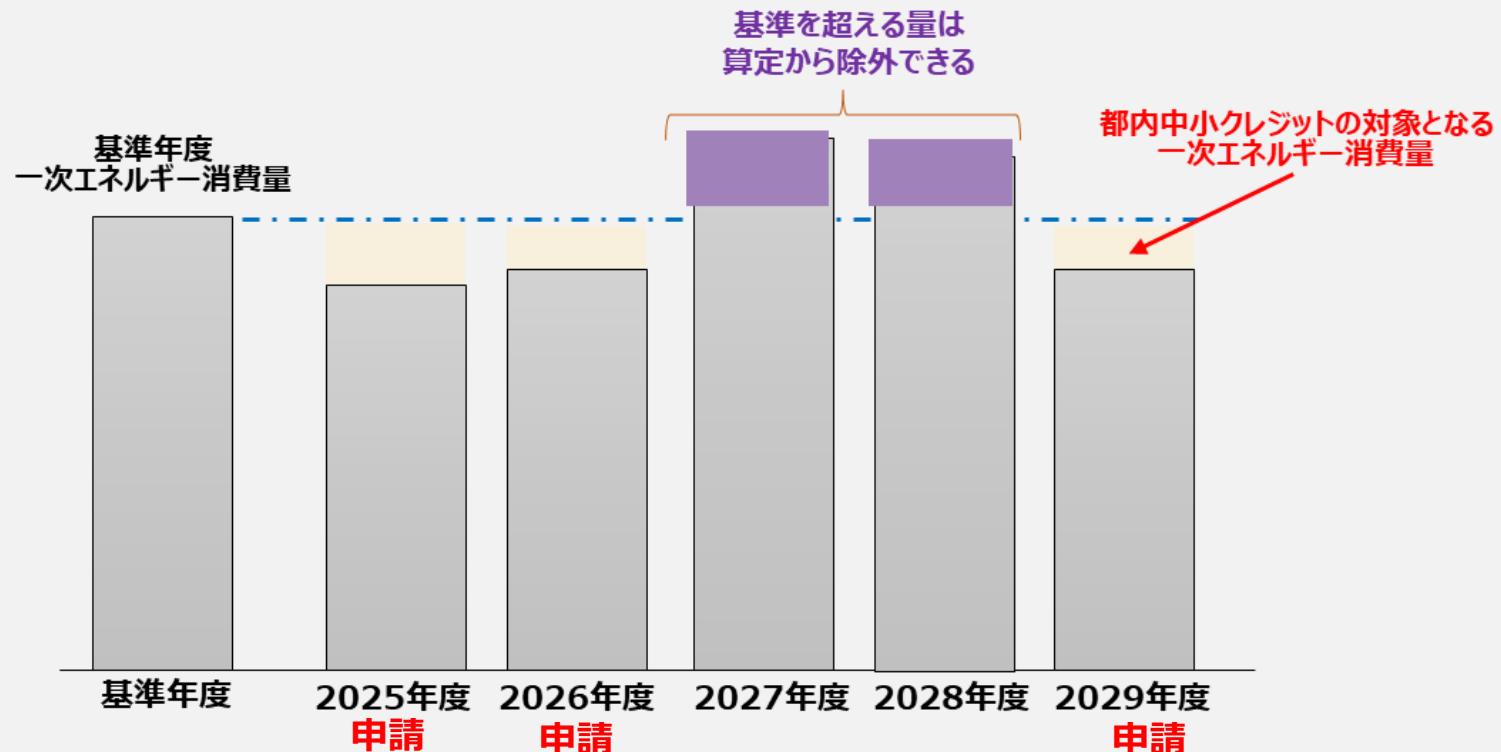


算定ガイドライン p.14

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●都内中小クレジットの削減量算定期間(中小企業等の場合)

任意の算定年度(排出量削減できている年度)のみを選択して申請することが可能(申請期間中のエネルギー消費量の合計値がマイナス(クレジット発行できない)年度は申請しなくてよい。)



算定ガイドライン pp.14-15

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定

【基準となる年度】

「地球温暖化対策報告書」で提出事業者が設定する当該事業所における基準となる年度で、都内中小クレジットの申請で別に定めることはできない。

【一次エネルギー消費量の算定方法】

- 各燃料等使用量に換算係数を乗じて得られる発熱量を合算する。
- 再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分は含まれない。
- 一部、原則として算定対象から除外する排出活動あり。
※次スライド参照

算定ガイドライン pp.14-15

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定

【算定対象から除外する排出活動】

- 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動
- 住宅用途への供給
- 事業所外で利用される移動体への供給
- 少量排出
(特ガス算定GL「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動)
- 工事のための燃料等の使用

購買伝票等又は特定計量器により使用量の把握が困難な場合

保守的な算定※を行った上で算定対象から除外する。

保守的な算定※の対象外とし、算定対象に含める(算定対象から除かない。)。

※保守的な算定については特ガス算定GL p.61を参照

※算定対象外活動は、基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定及び算定年度を通して一貫している必要がある(含めたり含めなかつたりしてはいけない。)。

算定ガイドライン pp.14-15

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●算定年度の一次エネルギー消費量の算定

基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定方法と同様

(再掲(p27))

【一次エネルギー消費量の算定方法】

- 各燃料等使用量に換算係数を乗じて得られる発熱量を合算する。
- 再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分は含まれない。
- 一部、原則として算定対象から除外する排出活動あり。

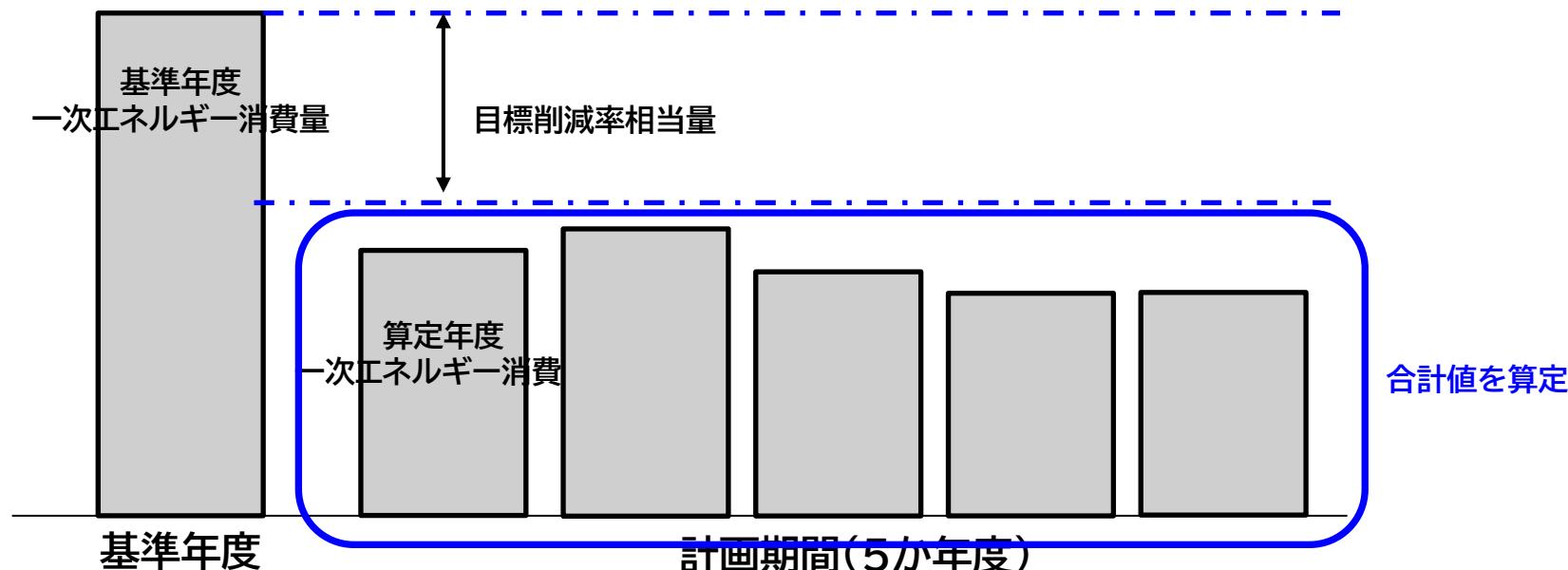
算定ガイドライン pp.15-16

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●認定可能削減量の算定

認定可能削減量の算定は6段階(ア～オ)で実施する。

- ア 算定年度の各年度の一次エネルギー消費量を算定し、算定年度における一次エネルギー消費量の合計値を求める。

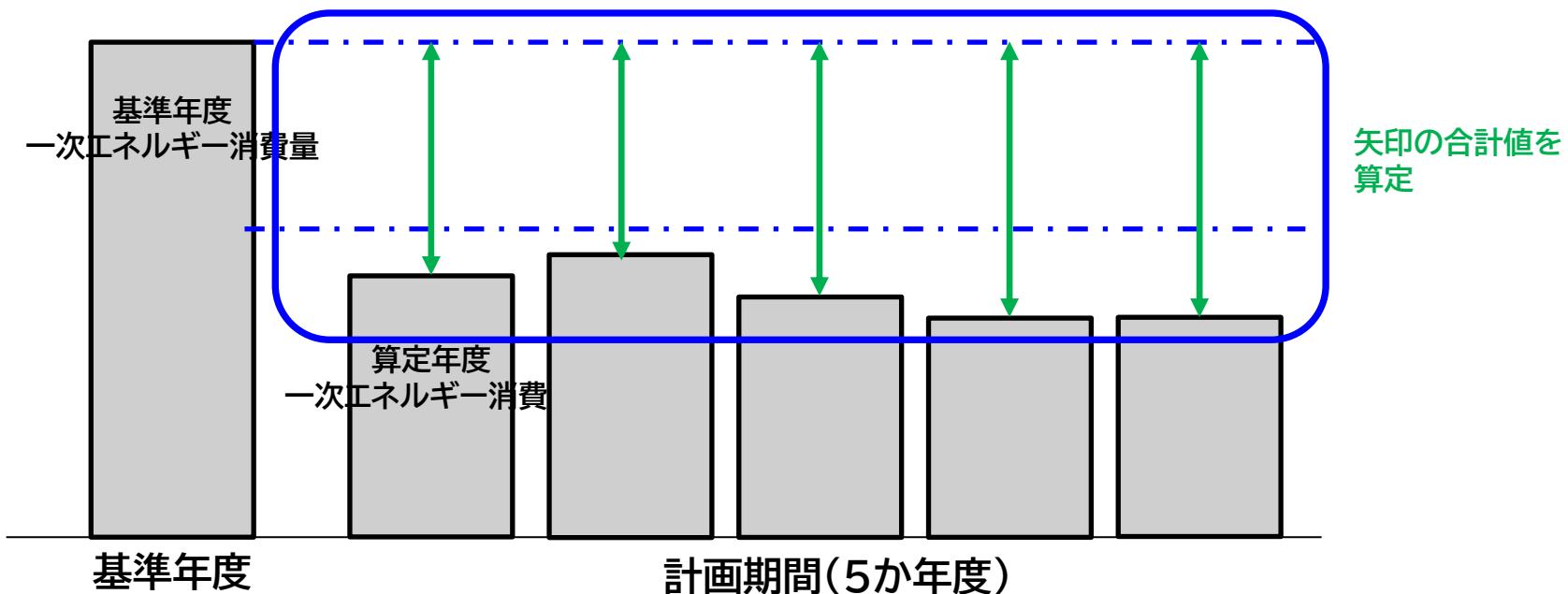


算定ガイドライン pp.15-16

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●認定可能削減量の算定

- イ 各年度の「基準となる年度の一次エネルギー消費量」の合計値からアの量を減じる。

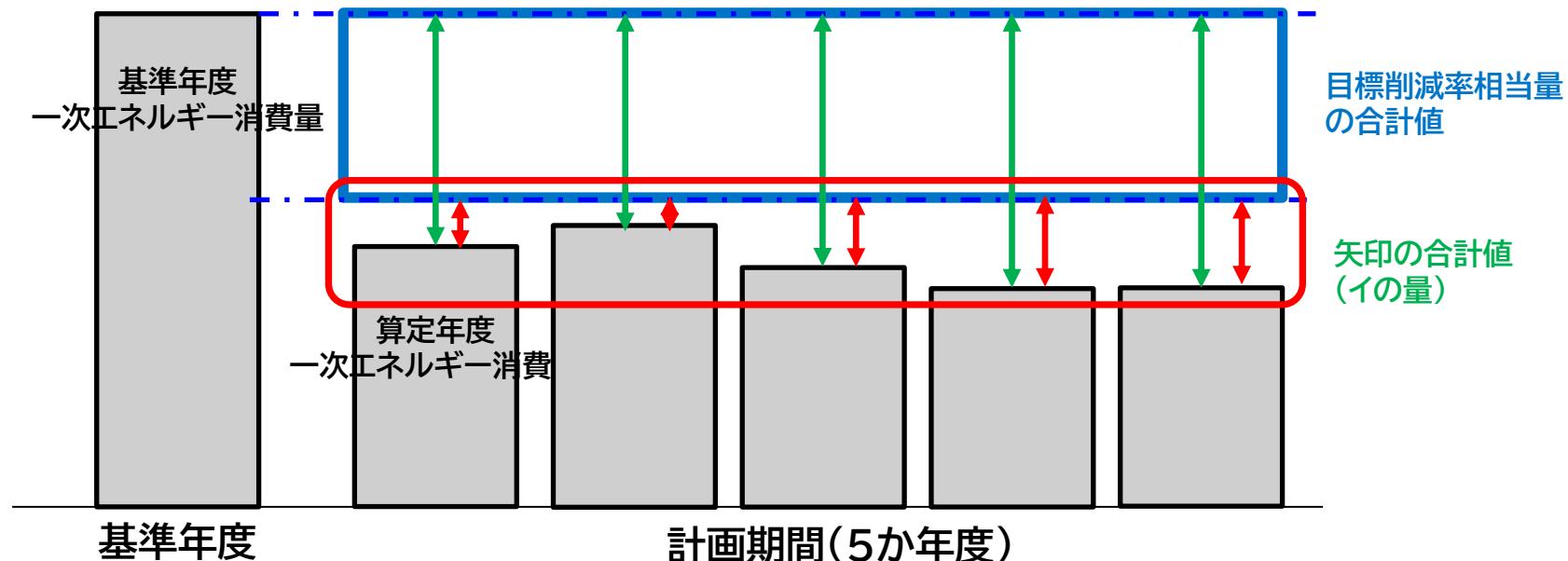


算定ガイドライン pp.15-16

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●認定可能削減量の算定

- ウ イの量から算定期間の各年度の目標削減率相当量の合計値を減じる。



算定ガイドライン pp.15-16

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●認定可能削減量の算定

工	ウの量を、基準となる年度の燃料種別ごとの一次エネルギー消費量で案分し、燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を算定する。
オ	工の燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を排出量へ換算する。 ※排出係数は第3計画期間の数値を使用する。 ※電気、都市ガス及び熱については、算定された燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を単位発熱量で割り戻した数値に、排出係数を乗じて削減量(排出量ベース)を算定する。
力	オで算定した燃料種別ごとの削減量(排出量ベース)を合計する。

《算定例》

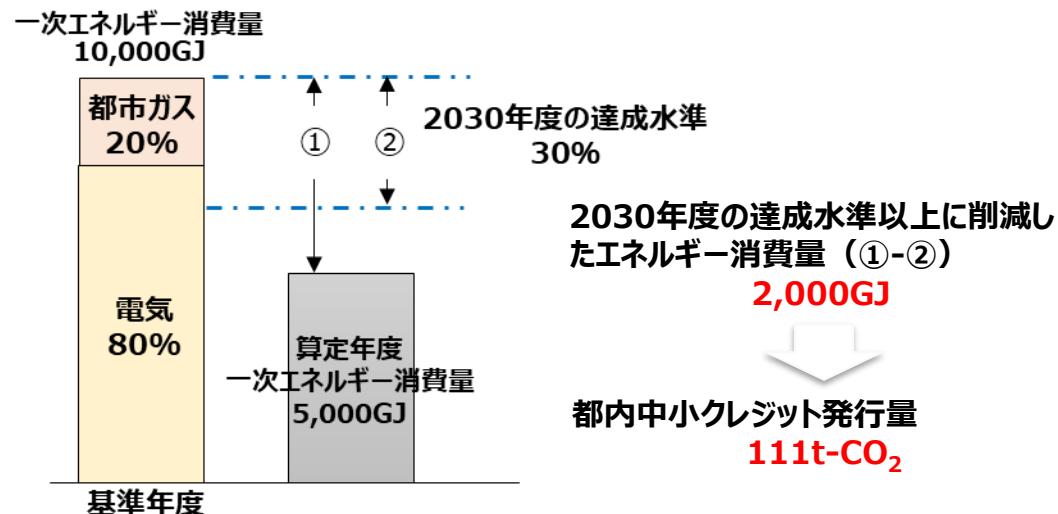
a. 基準年度の燃料種別ごとの一次エネルギー消費量で按分

電気：1,600GJ 都市ガス：400GJ

b. 排出量換算

$$\text{電気削減量} = 1,600\text{GJ} \div 8.64\text{GJ/千kWh} \\ \times 0.489\text{t-CO}_2/\text{千kWh} = 90.5\text{t-CO}_2$$

$$\begin{aligned} \text{都市ガス削減量} &= 400\text{GJ} \times 0.0140 \text{ t-C/GJ} \\ &\quad \times 44 \div 12 = 20.5\text{t-CO}_2 \end{aligned}$$



算定ガイドライン pp.17-18

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●認定可能削減量の算定

(中小企業等が所有者又は使用者である場合)

中小企業等が申請する場合、削減量算定期間が終了していない
くても都内中小クレジットを発行できるため、算定年度の認定可
能削減量の算定方法としては、申請する算定年度の期間に応じ
て次のようになる。

- ① 削減量認定の対象とする年度が単年度の場合
- ② 削減量認定の対象とする年度が複数年度の場合

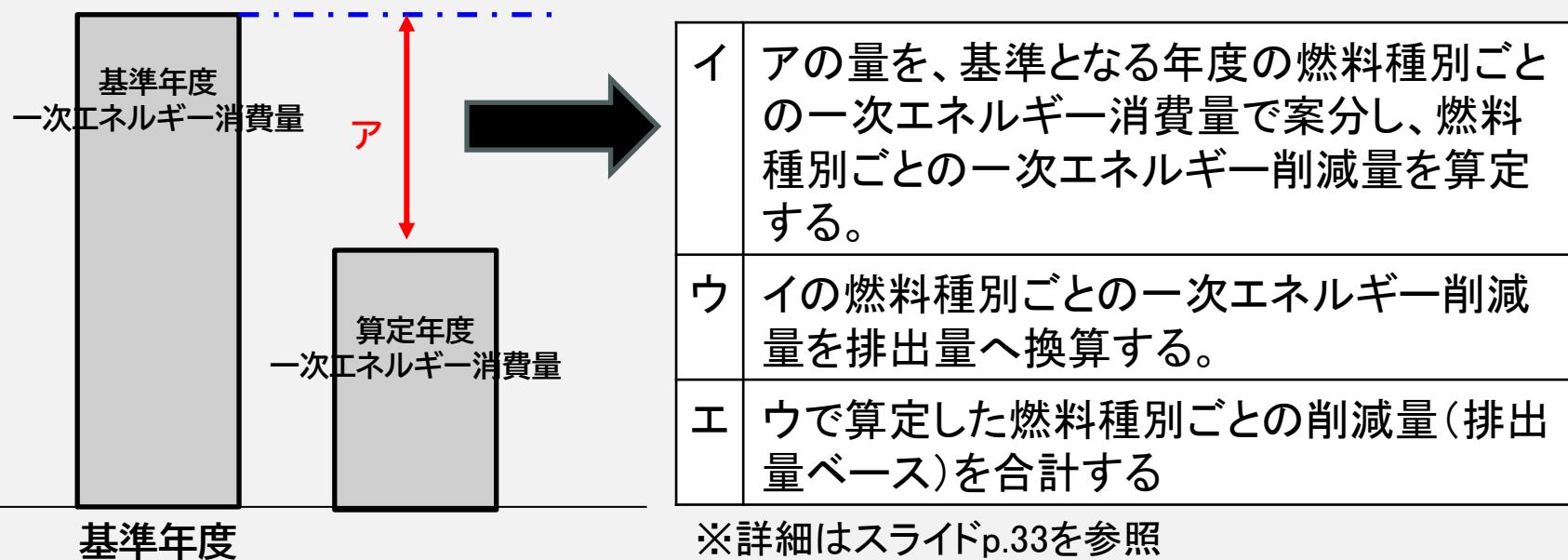
算定ガイドライン p.17

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

① 削減量認定の対象とする年度が**单年度**の場合

基準となる年度の一次エネルギー消費量から当該年度の一次エネルギー消費量を減じた量(ア)を排出量に換算する。

※**排出量の換算方法は中小企業でない事業所と同様の方法**

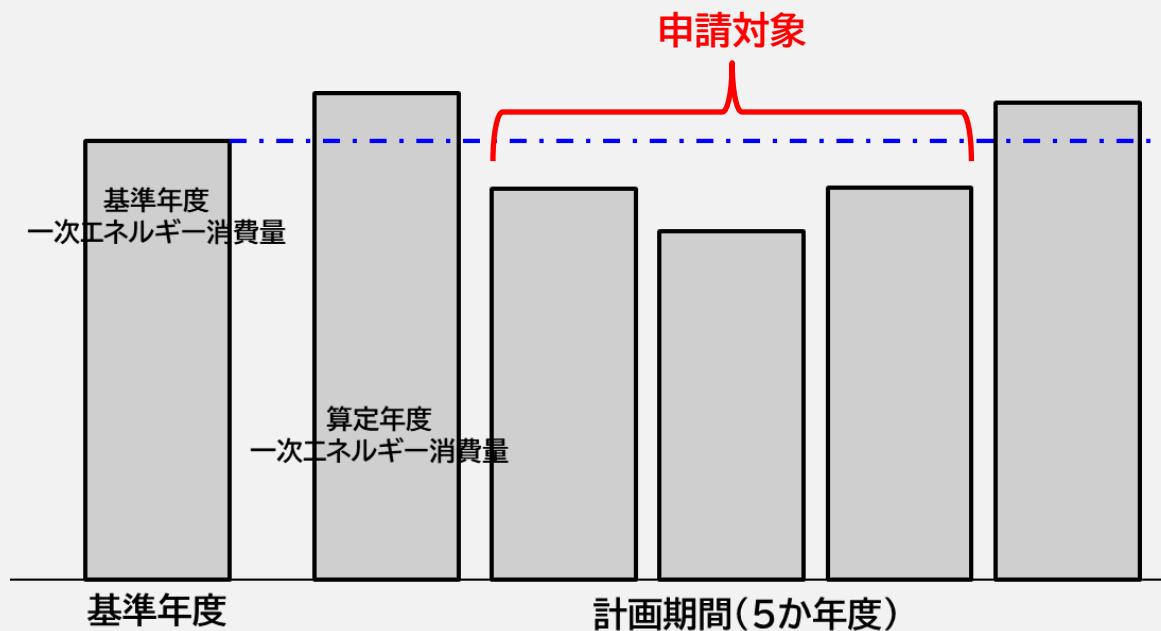


算定ガイドライン pp.17-18

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

② 削減量認定の対象とする年度が複数年度の場合

- 申請する年度を選択する。
- 申請年度の認定可能削減量を単年度と同様の方法で算定し
その量を合計する。



算定ガイドライン p.16、18

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

- 算定年度中に中小規模事業所の所有者又は使用者が変更となつた場合

認定可能削減量の算定方法が、申請者が中小企業等であるかどうかで異なる。

⇒ 算定年度中に中小規模事業所の所有者又は使用者が、**中小企業等**になる又は**中小企業等**でなくなる場合は、変更前後の年度で申請を分ける必要がある。

■ 計画期間途中で**中小企業等**になる場合

- ⇒ **中小企業等に該当した年度の削減量まで申請可能**
(翌年度以降の削減量は、中小企業等である場合として別途申請可能)

■ 計画期間途中で**中小企業等**でなくなる場合

- ⇒ **中小企業等でなくなる前年度の削減量まで申請可能**
(該当年度以降の削減量は、中小企業等でない場合として別途申請可能)

算定ガイドライン p.18、p.24

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●購買伝票等の確認

基準となる年度と算定年度の一次エネルギー消費量は、検証機関による検証を受ける必要がある。

検証時には、原則、**光熱費の購買伝票等(使用量の記載のあるもの)**で確認する。

※使用量の証明書として提出された書類について

“数値は書いてあるが、書類名がなく、何を示した書類か分からない”
といった場合は…



電気事業者又はガス事業者等から発行されるエネルギー使用量の証明書・報告書の再提出を求める。

購買伝票等は小売電気事業者等又はガス小売事業者等が運営するWeb会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績も含まれる。

算定ガイドライン p.24

都内中小クレジットの算定方法(認定可能削減量の算定)

●購買伝票等の確認

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引^{*}又は第三者等への証明^{*}に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売ガス事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

3. 都内中小クレジットの認定申請等の手続

認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

●都内中小クレジット算定書の作成

- 申請者は、ガイドラインに則って、自ら**都内中小クレジットの認定可能削減量**(一次エネルギー消費量の削減効果から算定される都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量)**の自己算定を行い、都内中小クレジット算定書等を作成する必要がある。**
- 上記の算定に必要となる「基準となる年度の一次エネルギー消費量」及び「算定年度の一次エネルギー消費量」については、公平性、正確性等を確保するため、**中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある。(※年度ごとに検証を受ける必要がある。)**

算定ガイドライン pp.19-20

認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

●検証機関による検証

【検証の対象様式】

- 都内中小クレジット削減量算定書に添付する「一次エネルギー消費量算定書」(第3号様式)

【主な検証項目】

- 算定の対象となる事業所の範囲
- 算定対象排出活動
- 燃料等使用量監視点
- 一次エネルギー消費量

※確認資料として中小規模事業所の概要、エネルギー消費量が確認できる購買伝票等、用途別床面積の算定根拠が分かる書類等を準備する必要がある。

認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

●検証機関による検証

【検証の頻度】

- ・ 基準となる年度と算定年度の複数年度分をまとめて実施※
※毎年度、検証を実施しても問題はない。
※検証時に書面の不備等があると削減量認定申請ができない場合があるため、早い段階で検証を行うことが望ましい。
- ・ 基準となる年度を変更した場合は、当該年度の一次エネルギー消費量について改めて検証を受ける必要がある。

【中小企業等が所有者又は使用者である場合】

- ・ 算定期間が終了していなくても認定可能削減量の申請ができるため、原則、申請時に実施する。
- ・ 基準となる年度の一次エネルギー消費量については、初回の認定可能削減量の申請を行う場合のみ実施する。

算定ガイドライン pp.25-26

削減量の認定の申請

●削減量の認定の申請の概要

- 申請者は、東京都の認定を受けたい期間の認証可能削減量について、都内中小クレジット削減量認定申請書に、以下に示す書類等を添えて削減量の認定申請を行う。
- なお、申請者は、**申請する年度の9月末日まで**に、東京都へ提出しなければいけない。

※第四計画期間は、中小企業等の申請でない場合は、原則、「2030年9月末日」となる。

- 都内中小クレジット削減量認定申請書(第1号様式)
- 都内中小クレジット削減量算定書(第2号様式)
- 一次エネルギー消費量算定書(第3号様式)(検証機関が確認したもの)
- 検証結果報告書及び関連書類(検証機関が作成したもの)

削減量の認定の申請

●東京都の認定

都内中小クレジット削減量認定申請書で申請された
都内中小クレジットの削減量が全て満足しているとき、
当該削減量を認定する。

ア 中小規模事業所が、一次エネルギー消費量を2030年度の達成水準以上に削減していること。中小企業等の申請の場合は、一次エネルギー消費量を基準となる年度よりも削減していること。

イ 一次エネルギー消費量算定書について、検証機関の検証の結果が「適合」であって、その検証の方法が適正であること、又は、検証の結果が「東京都と要協議」であるが、申請者と東京都との協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。

ウ 中小規模事業所について、**都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出していること**(提出は算定する年度の翌年度)。

算定ガイドライン pp.76-77

削減量の認定の申請

● 東京都の認定

審査の過程で、申請者や検証機関に対し、**ヒアリング**や**現地調査**(条例第152条の2の規定に基づくもの)を行うことがある。

その際、算定書や検証結果報告書等に修正が必要な場合は、再提出を求めることがある。

● 東京都からの通知

都は、都内中小クレジットに係る削減量を認定した際は、申請者に対して**「都内中小クレジット削減量認定通知書」**(第4号様式)で認定を通知する。

算定ガイドライン p.28

都内中小クレジットの発行の申請

●都内中小クレジットの発行申請

- ・都内中小クレジットの削減量を認定する通知があつた後は、都内中小クレジットの削減量の発行を申請することができる。

※都内中小クレジットの発行申請しない限り、クレジットとしての利用はできない。

- ・原則、都内中小クレジットの削減量の発行申請は都内中小クレジットの削減量の申請と同時に申請する。

4. 状況変化があった場合等の取扱い

算定ガイドライン pp.30-31

状況変化があった場合等の取扱い

●状況変化があった場合等の取扱い

- 指定地球温暖化対策事業所に該当することになった場合
 - ⇒ 「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」を都へ提出
- 中小規模事業所の名称等の変更があった場合
 - ⇒ 当該変更の日から30日以内に、「都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届」を都へ届け出なければならない。

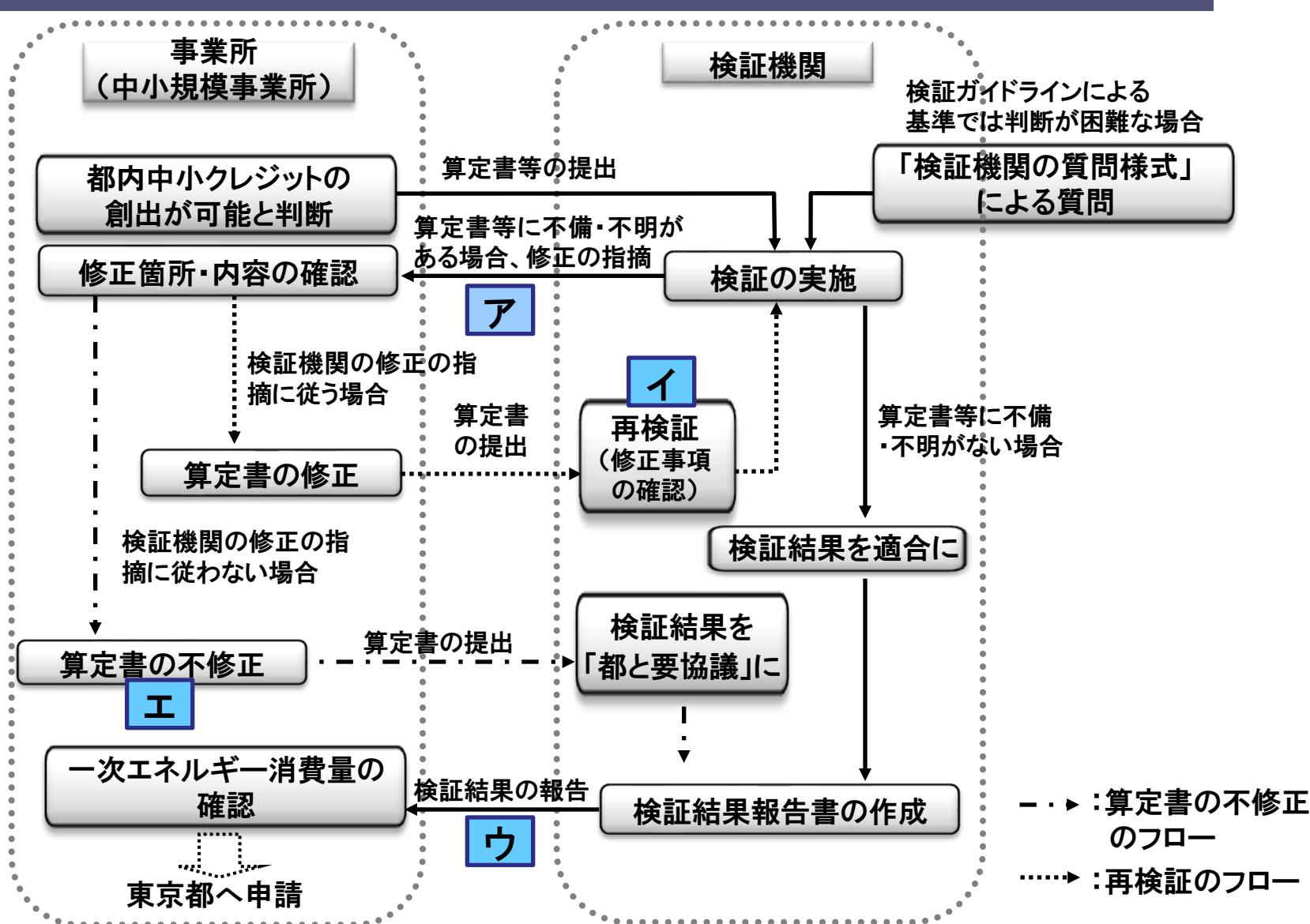
5. 都内中小クレジットの検証の概要

本制度における検証の基本的考え方

- 中小規模事業所が作成する算定書が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って作成されているかについて、**第三者の立場で確認**するものである。
- 総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット検証ガイドライン(以下、「検証ガイドライン」という。)では、検証業務が公平かつ円滑に遂行されるよう、**検証の手順、検証方法等**を示している。

検証ガイドライン p.8

検証業務の流れ



検証業務の流れ

ア 一次エネルギー消費量算定書に不備・不明があった場合の対応

- ・ 検証機関は、「一次エネルギー消費量算定書」(以下、算定書といふ。)の内容が都内中小クレジット算定ガイドラインと整合していることを確認する。
- ・ 整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、申請者に対し、算定書を修正し、又は整合を確認するための根拠書類を作成するよう求める。

イ 再検証

- ・ 申請者は、修正の要求に対して、算定書を修正し、又は算定書の内容と算定ガイドラインとの整合を確認するための根拠書類を作成した上で、検証機関に算定書を再提出する。
- ・ なお、申請者は、検証で修正を求められた箇所に限定して修正し、他の箇所の修正は行わないものとする。

検証業務の流れ

ウ 検証結果の報告

- ・ 検証機関は、検証の結果として「検証結果報告書」、「検証結果の詳細報告書」、「都内中小クレジット検証チェックリスト」及び「一次エネルギー消費量検証実施報告書」を作成し、中小規模事業所に提出する。
- ・ 検証結果報告書は、検証機関が作成する中小規模事業所の総合的な検証結果を示した書類であり、検証チェックリスト及び一次エネルギー消費量検証実施報告書は、エネルギー使用量等に対する検証結果を示した書類である。

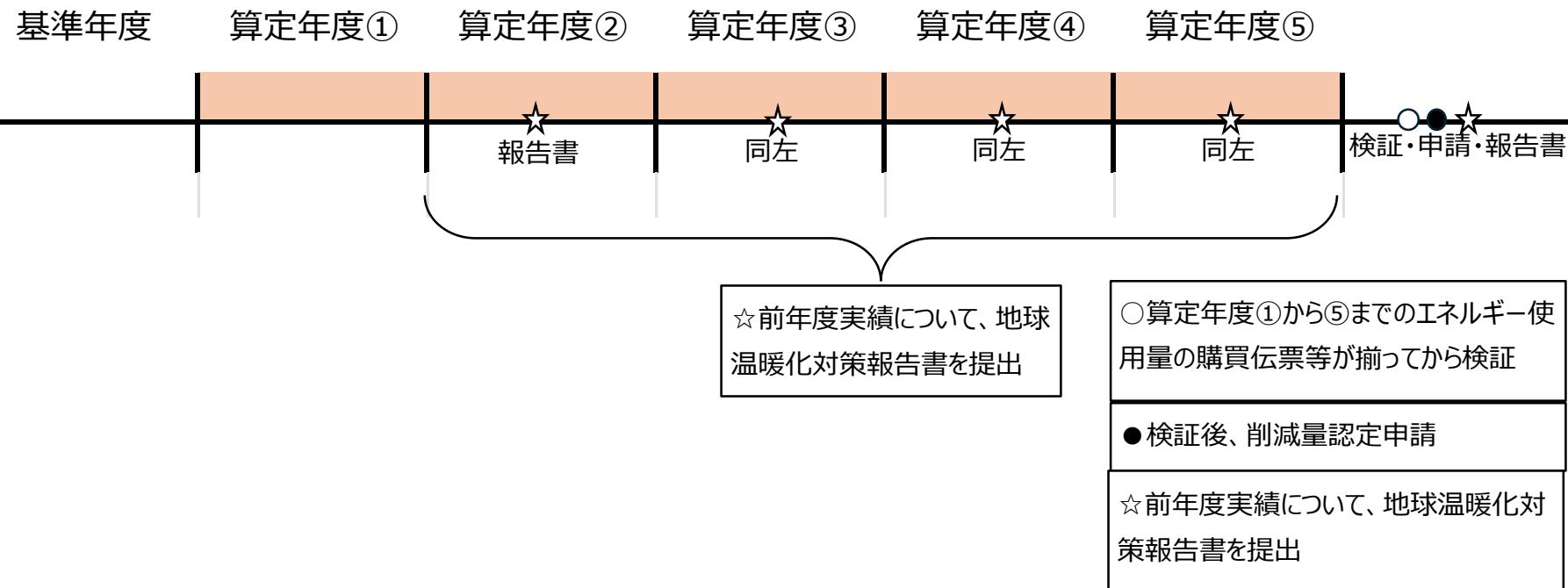
エ 一次エネルギー消費量算定書の不修正

- ・ 中小規模事業所が検証機関からの修正の要求に応じなかった場合、**検証機関の検証結果に「不備有り」又は「不明」の項目が残り、東京都との要協議事項として報告される。**
- ・ この場合、算定書の内容が本ガイドライン及び都内中小クレジット検証ガイドラインに適合するかどうかは申請者と東京都の協議に拠る。

検証ガイドライン p.10-11

検証の時期

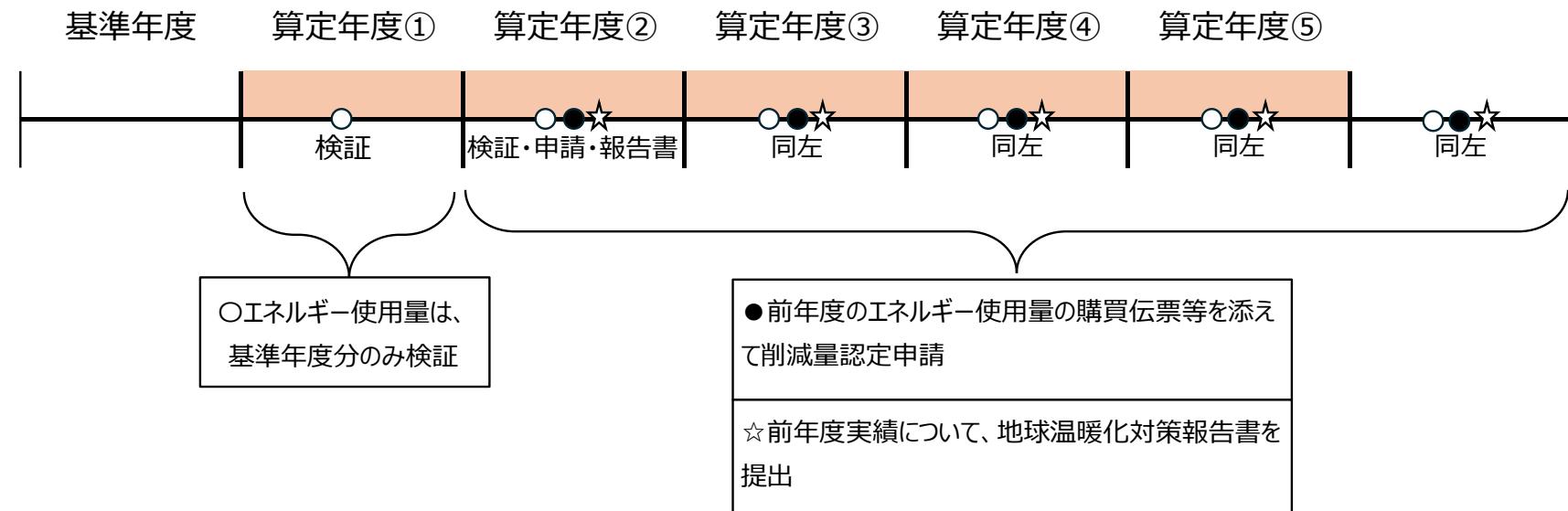
ア 算定年度5年度分(基準年度含む)の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例



検証ガイドライン p.10-11

検証の時期

イ 毎年度検証を実施する例



検証ガイドライン p.10-11

検証の時期

ウ 算定期間中に検証を実施する例

基準年度

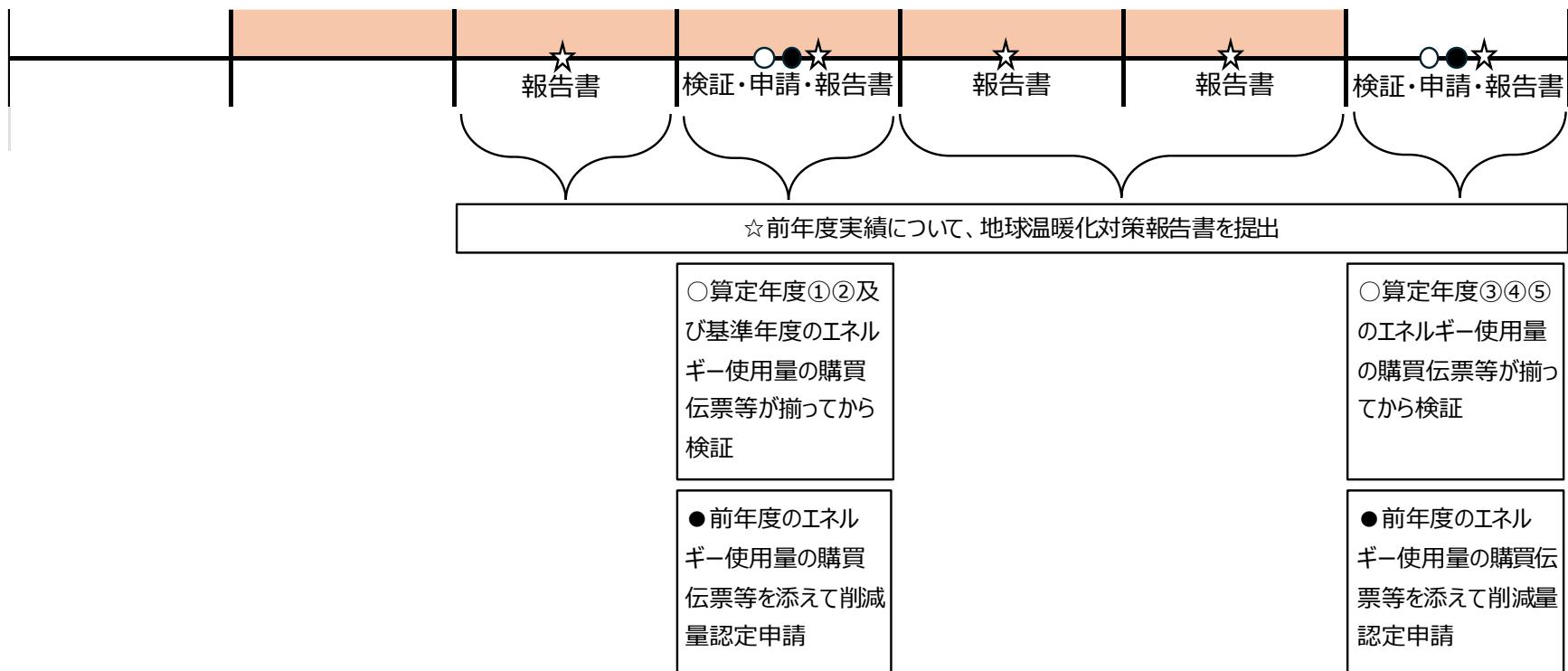
算定年度①

算定年度②

算定年度③

算定年度④

算定年度⑤



検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成

- ・利害相反の回避の確認
- ・検証業務を行う人員の編成(各人員における役割分担を含む。)
- ・事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・品質管理手続における確認項目
(ただし、検証業務規程に都内中小クレジットに関する品質管理手續の定めがある場合は不要。)

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、以下を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ申請事業所に提出

- ・検証業務を行う人員編成及び役割分担
- ・全体の検証行程(現地検証では当日の行程を含む)

検証の計画

●利害相反の回避の確認

検証先事業所と契約締結する前に、**利害相反に抵触していないことを確認しなければならない**（「**検証機関の登録申請ガイドライン第2部第2章 2 業務遂行上の遵守事項 (1) 利害相反の回避**」を参照。）。

●検証業務を行う人員の編成

検証業務を担当させるため**検証主任者等**（「**検証主任者**」及び「**検証担当者**」）による人員を編成する。担当する全ての**者**が「**検証機関の登録申請ガイドライン**」に定める利害相反に抵触していないことを確認しなければならない。

※担当する全ての者についての役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

検証の計画

●事前の概要把握

- ・検証主任者等は検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容、排出活動及び燃料等使用量監視点の概要把握のための情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい。

概要把握のための情報(例)

- ・検証先事業所の概要(パンフレットなど)
- ・検証先事業所が作成した一次エネルギー消費量算定書、昨年度の一次エネルギー消費量算定書及び検証結果報告書
- ・事業所内建物配置図、隣接する敷地内配置図、住宅地図
- ・テナント一覧、テナント占有スペースを記した図面等
- ・事業所内配電図、事業所内空気調和設備系統図、ガス配管図、消防法の危険物貯蔵・取扱施設の届出(東京都火災予防条例の危険物貯蔵・取扱施設の届出)購買伝票の種類及び数、燃料等購買データの件数等
- ・燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメータ等の写真や動画等
- ・事業所範囲や建物等を示す写真や動画等

検証ガイドライン pp.14-15

検証の計画

●検証留意事項の評価

- ・ 検証主任者等は、概要把握に基づき、あらかじめ検証留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、検証計画に反映させなくてはならない。

検証留意事項(例)

- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業を複数の人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業の担当者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ 前年度と比較して大幅な設備変更や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある燃料等使用量について、実測データの記録を自動記録ではなく転記している。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量について、算定体制図どおりにデータが集計報告されていない。
- ・ 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- ・ 昨年度の報告値から大きくかい離している。

検証の計画

●品質管理手順における確認項目

- ・プロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ「**検証計画に関する書類**」に記載しておかなければならぬ。ただし、**検証業務規程**に特定ガス・基準量に関する**品質管理手続の定め**がある場合には、**検証計画に関する書類**に記載する必要はない。

6. 都内中小クレジットの検証方法

都内中小クレジットの検証方法

●検証方法の概要

都内中小クレジットにおける検証は、以下について第三者の立場でチェック、判断する。

- ① 一次エネルギー消費量の算定が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従っているか。
- ② 算定は集計の結果が適切であるか。

※①の検証については「**検証チェックリスト**」(B-1号様式)及び「**根拠とした図面等資料一覧表**」(B-2号様式)が、②の検証については「**一次エネルギー消費量検証実施報告書**」(C号様式)が様式として定められており、検証機関はこれらの様式を用いて検証を行わなければいけない。

都内中小クレジットの検証方法

●検証方法の概要

<検証の実施>

検証の実施に当たっては、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行うこと。

<根拠資料による確認>

エネルギー管理の連動性、近隣の建物等の敷地範囲や燃料監視点などについて、検証対象がないことを図面等根拠資料を用いて確認すること。

<検証主任者登録証等の提示>

検証を開始する前に、**検証主任者**にあっては**東京都が発行した検証主任者登録証**を、**検証担当者**にあっては**東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証**を事業者に必ず提示すること。

●事前説明

検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

情報通信技術(ICT)を活用した現地検証(参考)

情報通信技術(ICT)を活用した現地検証の実施

情報通信技術(ICT)を活用した現地検証とは…

従来、検証先事業所に赴いて検証していた内容(現物確認やヒアリング)を情報通信技術(メール、電話、Web会議等)を用いて**現地に赴くことなく**実施する検証のこと。これまでの検証と同様に、**削減量の正確性・信頼性を確保する必要がある**。

なお、情報通信技術を活用した現地検証を実施する前に制度対象事業者と十分に協議すること。

情報通信技術(ICT)を活用した現地検証の例

- ・事業者がWebカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証主任者がリアルタイムで確認や質疑応答する。
- ・事業者がデジタルカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証機関へ送信した図面等資料を用いて、検証主任者が検証判断する。
- ・事業者がモニタリングポイント等を撮ったデジタル写真(または動画)で検証主任者が現物確認をする。
- ・これまで現地で目視確認していたもの(現物)を書類と電話ヒアリングで確認する。

※写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

検証ガイドライン p.17

検証チェックリストを用いた検証

●検証チェックリストを用いた検証

- ・ 検証は、「検証チェックリスト」に示す「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿うことが想定される。

No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	根拠とした資料 資料の有無と資料番号	検 証 結 果					検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備 考		
				現地目視	ヒアリング	判断内容							
						適合	不備あり	不明	該当なし				
1	1	〈事業所情報の確認〉 当該年度の地球温暖化対策報告書は報告されているか。	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無()			<input type="checkbox"/>							
2	1	〈事業所情報の確認〉 事業所の名称、所在地は正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無()			<input type="checkbox"/>							
3	2(1)(2)	〈事業所範囲の特定〉 対象となる事業所等は「建物等」か「テナント等の使用又は管理する範囲」か、ガイドラインに従い正しく識別されているか。	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無()			<input type="checkbox"/>							
4	2(1)(2)	〈事業所範囲の特定〉 対象事業所は「建物等」の場合、「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無()			<input type="checkbox"/>							
5	2(1)(2)	〈事業所範囲の特定〉 対象が「建物等」の場合、エネルギー管理の運動性はガイドラインに従い正しく把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無()			<input type="checkbox"/>							

検証チェックリストを用いた検証

【根拠資料・確認手段の選択】

- 各「検証チェック項目」の検証に当たっては、「検証チェックリスト」の「根拠書類等」欄には、「**根拠とした図面等資料一覧表**」の資料No.を記載する。
- 原則として、検証対象年度における**最新の書類等**を用いて検証を行わなければならぬ(書類等の確認を行わずに、現地の目視、写真や動画等を用いた確認、担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められないが、例外的に第三者が作成した最新資料(住宅地図等)で確認可能な場合は認める。)。
- 確認手段等は現地目視又はヒアリングを実施した場合に該当欄をチェックする。

B-2様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）

根拠とした図面等資料一覧表

検証先の事業所名称	検証の対象年度	登録番号	検証機関名

資料No.	根拠に用いた資料(資料名等を記入のこと)	資料発行元	資料発行年月日	資料確認年月日	備考
1	地球温暖化対策報告書	東京都環境局			
2	工事の実施場所、実施期間を示す記録 ()				
3	工事に係る取引または証明に使用可能な計量器による実測の記録 ()				
4	建築基準法の確認申請、計画通知、確認済証、検査済証 ()				

検証チェックリストを用いた検証

■「根拠とした図面等資料一覧表」記入要領(概要)

項目	記入要領
資料No.	<ul style="list-style-type: none"> ・1行につき、1資料を記入 ・同一資料No.の資料が複数ある場合は、直後に行を追加し、枝番を割り付ける ・使用しなかった根拠とした図面等資料の項目は、非表示とすることができる。 ・資料No.は変更してはならない
根拠に用いた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・該当資料のみ記載する。 ・()内には資料名等の情報を記入する。使用しない項目は非表示にすることができる。
資料発行元	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関名・部署名、または、発行者・製作者名を記入する。 ・文書の発行者・製作者名が不明の場合は、図面等に記載されている製作事業者・部署名を記入する。
資料発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可文書 受領日又は通知日を記入する。 ・文書、図書類 発行年月日を記入する。 ・発行年月日が不明の場合は、図面等に記載されている製作年月日を記入する。 ・更新されている図面等を使用する場合、最終更新日を記入する。 ・日付まで確認できない場合はわかる範囲で月もしくは年まで記入する。 ・不明の場合は不明と記入する。
資料確認年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・検証主任者が事業所から資料の提供を受け、検証を実施した日付を記入する。 ・入手日が不明の場合は、提供を受けて初めて検証を行った現地検証日を記入する。 ・閲覧のみ許可された場合は、閲覧日を記入する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・検証機関が自由に記入して構わない。 (使用した検証チェックリストの項目No.等)

資料発行元、資料発行年月日、資料確認年月日は(不明を含めて)必ず記入すること。

検証チェックリストを用いた検証

●検証結果の判断

根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。合わせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	一次エネルギー消費量算定書に記載された情報が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず一次エネルギー消費量算定書に記載がない、又は記載された情報が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、一次エネルギー消費量算定書に記載された情報が「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の削減対策項目等に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

検証チェックリストを用いた検証

● 「不備あり」「不明」の場合の対応、再検証の実施

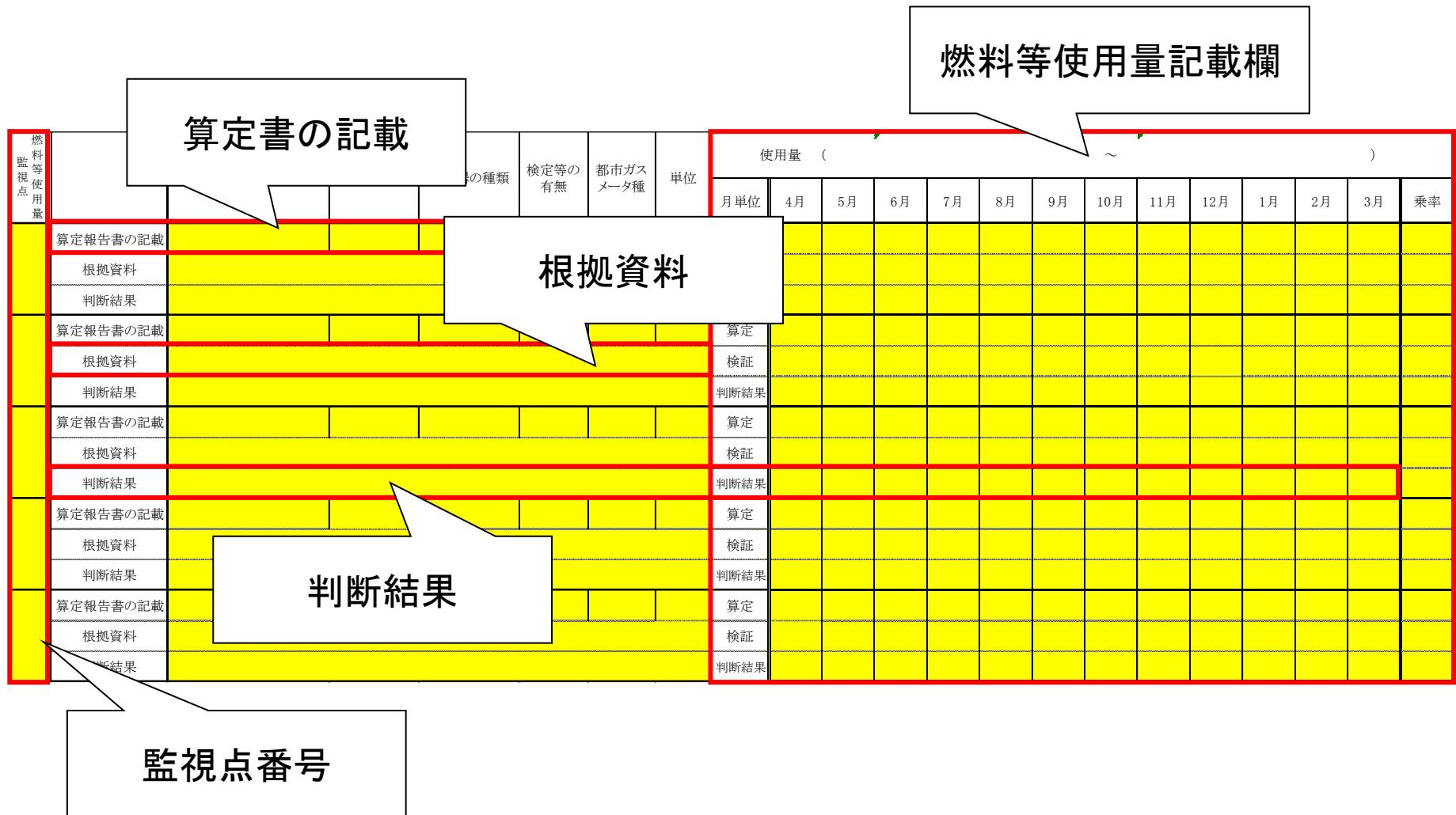
「不備あり」又は「不明」がある場合で、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入し、**再検証を行う**。

【再検証時の検証チェックリストの扱い】

- ・「不備あり」又は「不明」であった項目への対応の結果については、確認のうえ、**新たな「検証チェックリスト」**へ記入し、バージョン管理を行う。
- ・新たな検証チェックリストには、**再検証を行った「検証チェック項目」だけ記入する**。

検証ガイドライン p.20

一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証



検証ガイドライン pp.20-21

一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証

● 一次エネルギー消費量算定書記載事項の転記

算定書の「燃料等使用量」シートから

一次エネルギー消費量検証実施報告書へ転記

検証ガイドライン pp.20-21

一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証

● 燃料等使用量の把握方法の検証

転記した「燃料等の種類」「供給会社等」等が実態に即しているかについて検証する。

燃料 監視 点 等 使 用 量		燃料等の種類	把握方法	計量器の種類	検定等の 有無	都市ガス メータ種	単位	使用量 (
								月単位	4月	5月	6月
算定報告書の記載			①					算定			
根拠資料			②					検証			
判断結果			③					判断結果			
算定報告書の記載								算定			

① 算定書を転記

- 一次エネルギー消費量算定書における「燃料等使用量」シートの記載内容を転記

② 根拠資料

- 根拠資料の名称(資料の発行者含む)を記入
- 購買実績がないことの判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記入
- 閉栓または撤去等の場合には、燃料等使用量監視点が消失したと判断した理由を記入

③ 判断結果

- 判断結果を記入
 - 「適合」 ○
 - 「不備あり」 ×
 - 「不明」 /

検証ガイドライン p.21

一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証

● 燃料等使用量に係る関連データとの突合

転記した各々の燃料等使用量の数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合する。

月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乗率
算定	72,071	92,285	38,479	10,438	99,674	51,043	④						
検証	72,071	92,285	38,479	10,438	99,674	51,043	—	⑤	—	—	—	—	—
判断結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④ 算定書を転記

- 一次エネルギー消費量算定書における「燃料等使用量」シートの記載内容を転記
- 空欄の場合は、理由を確認し、購買実績がない等、使用量が「0」ならば、事業者へ算定書の修正を求める。
- 閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失したことが理由である場合には、算定書への修正を求めなくてよい。

⑤ 検証結果記入

- 「検証した数値」を記載
- 購買実績がなかった等により、購買伝票等がないと判断した場合は「0」を記入
- 閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失したと判断した場合には、該当する月の「検証」欄には「—」を記入。
- 閉栓前又は新設前に該当する月は、「検証」及び「判断結果」欄を空欄にする。

⑥ 判断結果

- 判断結果を記入
 - 「適合」 ○
 - 「不備あり」 ×
 - 「不明」 /
- 「乗率」欄の乗率について、判断及び判断結果の記入は、燃料等使用量の数値の方法と同じに実施する。

検証結果のとりまとめと報告

● 検証結果のとりまとめ

- ・ 検証の結果が次のいずれも満たす場合には、「適合」となる。
 - 「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」
 - 燃料等使用量の把握方法及び燃料等使用量に係る関連データとの突合について、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」
- ・ 上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」となる。
- ・ この場合、「東京都と要協議」欄に○を記入し、「不意あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

● 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

- ・ 検証機関は、品質管理手続きとして、当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。
- ・ 検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。
 - 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手續が完了していることを評価する(プロセスレビュー)。
 - 検証意見が適切なものであることを評価する(テクニカルレビュー)

検証結果のとりまとめと報告

● 検証結果報告書等の提出

- ・ 各書類を中小規模事業所に提出する。
- ・ 各書類の写しを帳簿に記載の日から7年間(7年をすぎても、クレジット発行可能期間中でかつ削減量認定申請が都に受理されるまではそれまでの期間)保管しなければならない。
 - 検証結果報告書
 - 検証結果の詳細報告書(A号様式)
 - 検証チェックリスト(B-1号様式)
※検証終了時までの全てのバージョン
 - 「根拠とした図面等資料一覧表」(B-2号様式)
 - 一次エネルギー消費量検証実施報告書(C号様式)
※検証終了時までの全てのバージョン

検証結果のとりまとめと報告

● 東京都による聴取

- ・ 東京都は、申請者及び検証機関に対して、検証結果報告書、検証結果の詳細報告書及び検証チェックリスト等に記載された内容に関する聴取を行う場合がある。
- ・ 聽取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料(検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、対策項目の概要が分かる図面・資料・現地写真等、特殊な判断を行った部分についてはその根拠を示す書類など)も上記の各書類に合わせて保存すること。



ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—

東京都環境局HP <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

